

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

防府市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 全域

(1) 現況

防府市では、佐波川流域に農地が広がっており、豊富な水を利用した水稻を中心に、麦、野菜、果樹、花き、畜産等を組み合わせた農業が行われている。

○多面的機能支払の推進について

当市では、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が増加しており、水源の涵養や農地の保全等の多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する必要がある。

○中山間地域等直接支払の推進について

佐波川上流域及び横曽根川上流に位置する棚田地帯では、平坦地帯と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

○環境保全型農業直接支払制度の推進について

安全・安心な食材を求める消費者への対応や地球温暖化防止、環境保全を目的とし、化学肥料・農薬の低減や有機農業の推進等、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図る必要がある。

(2) 目標

防府市では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理、特に中山間地域等における水源の涵養や農地保全等、及び環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることで、生物多様性を保全し、農業の持つ多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	防府市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	防府市小野地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	右田地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
④	大道地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1号事業において設置された推進組織を活用し、2号事業及び3号事業の促進を行うこととする。

法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

（1） 対象地域及び対象農用地

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）小野地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条の規定により指定された地域をいう）

（イ）右田地域（和田峪集落）、大道地域（東西畑集落、下津令南集落）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）次の基準を満たす農用地については、市長の判断によりすべてを対象とする。

緩傾斜農用地 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合。

(2) 対象者

1) 対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ 農業従事者一人当たりの農業所得が山口県山口市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない。ただし、当該農家が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額のすべてを集落の共同取組活動に充てる場合、または当該農業者の対象農用地のすべてが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等または同一生産工程における基幹的農作業のうち3種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とする。

ウ 個別協定の認定を受けた農業者については、直接支払いの対象とする。

エ 個別協定の認定を受けることができる認定農業者に準ずる者として市が認定する者とは次のいずれかのものとする。

(ア) 防府徳地地域水田フル活用ビジョンの担い手

(イ) その他地域の実情に応じて市長が特に認めた者